

平成23年4月4日

内閣府特命担当大臣(防災)
環境大臣
松本 龍 殿

東日本大震災対策に関する緊急要望書

宮城県知事 村 井 嘉 浩

防災関係要望

平成23年3月に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0と、日本国内観測史上最大の規模を記録し、極めて激しい揺れと、その後に到来した大津波により、東北地方中心に広範に渡って被害が及び、戦後最悪の自然災害となっております。

特に本県においては、災害時の拠点となるべき役場庁舎が全壊し、人口の約半数と未だ連絡が取れていない町もあり、県内の被害は極めて甚大であり、県民の生活や経済活動等に大きな影響をもたらしてします。

とくに、津波が来襲した沿岸市町村を中心に、7万人近くの避難者とその数倍の自宅避難者が避難生活を余儀なくされており、避難生活も長期化することが想定されることから、これら避難者への総合的な生活支援と生活再建に向けた支援が急務となっております。

また、地震とその後の大津波の被害によって、県の防災ヘリコプターや防災システムをはじめ防災の要となる消防施設及び設備等にも甚大な被害が発生し、防災体制にも多大な支障を及ぼしております。

現在も断続的に大きな余震が発生している中、国内外の関係機関の支援を受けながら地元自治体では懸命な救助活動や応急対策を実施しているところですが、なお一層の支援が必要な状況であります。

つきましては、下記のとおり、避難者等の生活再建や総合的な防災力の再構築など、早急に対策を講じられますよう強く要望いたします。

記

1 総合的な防災力の再構築に向けた支援

今回の震災は、想定を超える地震・津波により、消防機能が大きく失われるとともに防災システムの流失や損傷などにより、迅速な情報収集や伝達が困難となり、発災後の市町村と連携した初動対応に大きな支障を来しており、また、宮城県防災ヘリコプターが津波により流され使用不能となり本来の災害対応、救急・救助活動に大きな支障を来している。

ついては、住民を被害から守る地域の防災力が著しく損なわれている状況にあることから、ハード面・ソフト面を捉えた総合的な防災力の再構築

が急務となっており、早急な対策・支援を講じること。

2 避難者等の生活再建に向けた支援

今後、7万人近い避難者とその数倍の自宅避難者の避難生活が長期化することから、災害救助法に定める「避難所」、「応急仮設住宅」、「医療」等の応急救助の供与にあたっては、事務手続きを含め迅速かつ柔軟な対応を図り、避難者が早期に生活を再建できるよう支援すること。

3 被災者生活再建支援制度の充実

今回の震災では、津波により住宅の殆どが一瞬にして失われるなど、十万户を超えると想定される全壊及び大規模半壊世帯が発生したことから、被災者生活再建支援金の充実とともに被害認定基準を緩和すること。

環境省関係要望

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と、日本国内観測史上最大の規模を記録し、極めて激しい揺れと、その後に到来した大津波により、東北地方を中心に広範に渡って被害が及び、戦後最悪の自然災害となっています。

特に本県においては、災害時の拠点となるべき役場庁舎が全壊し、人口の約半数と未だに連絡が取れていない町もあり、県内の被害は極めて甚大であり、県民の生活や経済活動等に大きな影響をもたらしています。

今回の大津波により、北海道から東北、関東にわたる広範な太平洋沿岸域が被災しましたが、特に東北各県の沿岸部は壊滅的な状況にあり、復旧に向け、市街地や幹線道路、空港、港湾内等の瓦礫等の災害廃棄物の早期処理が喫緊の課題であります。

つきましては、下記のとおり、災害廃棄物の処理について、早急な対策を講じられますよう強く要望いたします。

記

災害廃棄物の処理

災害廃棄物の早期処理に向けて、処理災害等廃棄物処理事業費補助金について、

- 1 公共土木施設災害復旧補助金等との一元化を図ること。
- 2 補助率の引上げによる国の全面的な財政措置を講じること。
- 3 仮置場の土地購入費など対象要件を緩和すること。
- 4 甚大な被害を受けた大企業等の災害廃棄物の処理について、補助の対象とすること。